石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間答申)

【中環審第704号 平成25年2月20日】

各論「7.その他」より抜粋]

(4)周辺住民への情報開示について

現行の大防法の作業基準では、特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい 箇所に特定粉じん排出等作業の実施の期間や作業の方法等を表示した掲示板を設 けることが義務付けられている。

一方で、情報開示に関しては、条例に基づく取組や事業者による自主的な取組として石綿除去工事等についての説明会を実施するものもみられる。

事前調査の結果等の更なる情報開示が必要ではないかとの指摘もあり、今回検討している制度改正に伴い、現場での掲示を含む情報開示についても、追加すべきものがないか、検討する必要がある。

また、<u>できるだけ早期の情報開示という観点も踏まえ、住民等への説明会等の</u> 実施といった更なる自主的な情報開示の取組についても、実行可能性を含めて検 討する必要がある。